| | | |
|---|---|---|
| 21329 | メタクリル酸・メタクリル酸＝トリシクロ［5．2．1．$0^{2,6}$］デカン－8－イル・メタクリル酸＝1，7，7－トリメチルビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2－イル共重合物とメタクリル酸＝2，3－エポキシプロピルの反応生成物 | 9－2745 |
| 21330 | メタクリル酸・メタクリル酸＝1，7，7－トリメチルビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2－イル・メタクリル酸ブチル共重合物とメタクリル酸＝2，3－エポキシプロピルの反応生成物 | 9－2746 |
| 21331 | （メタクリル酸・メタクリル酸＝2－フェノキシエチル共重合物）のメタクリル酸＝2，3－エポキシプロピル付加物 | 9－2747 |
| 21332 | 6－メタクリロイル－6－アザビシクロ［3．2．0］ヘプタン－7－オン | 8－(1)－3751 |
| 21333 | メタンスルホン酸＝(±)－2－エトキシ－3，3－ジメチル－2，3－ジヒドロベンゾフラン－5－イル | 8－(4)－1865 |
| 21334 | 4－メチリデンピペリジン | 8－(1)－3752 |
| 21335 | 2－メチル－D－システイン＝塩酸塩 | 2－(4)－1238 |
| 21336 | 1－*O*－メチル－2－デオキシ－D－リボース | 8－(4)－1866 |
| 21337 | 2－メチルナフト［2，1－*b*］フラン－1（2*H*）－オン | 8－(4)－1867 |
| 21338 | 2－メチルナフト［2，1－*b*］フラン－1（2*H*）－オン　オキシム | 8－(4)－1868 |
| 21339 | 2－メチルナフト［2，1－*b*］フラン－1（2*H*）－オン　*O*－トシルオキシム | 8－(4)－1869 |
| 21340 | 4－メチル－$N^3$－［4－（ピリジン－3－イル）ピリミジン－2－イル］ベンゼン－1，3－ジアミン | 8－(2)－2426 |
| 21341 | 2－メチルプロパン酸＝1－ヒドロキシ－2，2，4－トリメチルペンタン－3－イルと2－メチルプロパン酸＝3－ヒドロキシ－2，2，4－トリメチルペンタン－1－イル（主成分）の混合物 | 2－(6)－1924 |
| 21342 | 1，1’－{［4－（2－メチルベンゾイル）フェニルイミノ］ビス（4，1－フェニレン）}ジエタノン　*O*，*O*’－ビス（アセチルオキシム） | 4－(10)－1349 |
| 21343 | 6，6’－メチレンビス（7－イソプロピル－1，4a－ジメチル－1，2，3，4，4a，9，10，10a－オクタヒドロフェナントレン－1－カルボン酸メチル） | 7－(1)－832 |
| 21344 | 6－メトキシピリミジン－2，4－ジアミン | 8－(2)－2427 |
| 21345 | *N*，*N*’－（6－メトキシピリミジン－2，4－ジイル）ジベンズアミド | 8－(2)－2428 |
| 21346 | 4－（6－メトキシ－2*H*－ベンゾトリアゾール－2－イル）ベンゼン－1，3－ジオール　$N^1$－オキシド | 8－(3)－1341 |
| 21347 | ヨード化ケシ油脂肪酸のエチルエステル化物 | 12－1057 |
| 21348 | リン酸＝ジブチル＝フェニルとリン酸＝トリブチルとリン酸＝ブチル＝ジフェニルの混合物 | 4－(9)－312 |
| 21349 | リン酸＝トリス（2，2，2－トリフルオロエチル） | 2－(7)－356 |

## ○環境省告示第百号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十三条第一項の規定に基づき福島県田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡**浪**葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の対策地域内廃棄物処理計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十七日

環境大臣　細野　**豪**志

1．はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）については、平成23年８月30日に公布され、同日にその一部が施行された。その後、特措法第７条第１項の規定に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）が同年11月11日に閣議決定された。また、特措法第11条第１項に基づき、同年12月28日、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件（平成23年環境省告示第106号）により「汚染廃棄物対策地域」（以下「対策地域」という。）が指定された。これらに加え、特措法に基づく政省令等の整備等の施行準備を経て、特措法は、平成24年１月１日に全面施行されたところである。

本計画は、基本方針に示された考え方等を踏まえ、特措法第13条第１項に規定する対策地域内廃棄物のうち、現に相当量の処理が必要となっている災害廃棄物及び除染特別地域における土壌等の除染等の措置の実施に伴い生じる廃棄物（以下「除染廃棄物」という。）について、その適正な処理の実施に関し必要な事項等を定めるものである。

2．対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み

(1)　災害廃棄物

対策地域内における災害廃棄物の総量は、合計で474,000トンと推定されている。

これらの災害廃棄物のほとんどが津波により生じたものであるため、沿岸部の市町（南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び**楢**葉町）に集中している。別紙１に、これらの自治体における災害廃棄物の推定発生量及び放射能濃度を示す。これらの災害廃棄物は、現在、対策地域内に点在する小規模の集積場に集められている状況にある。沿岸部の６市町における災害廃棄物の集積状況について、別紙２に示す。

一方、内陸部の飯舘村、葛尾村、川俣町、田村市、川内村については、津波の被害を受けていないため、一部に要解体建物の発生があるものの、災害廃棄物の発生は非常に限定的である。今後、内陸市町村における要解体建物等の量及び性状の把握に努める。

なお、災害廃棄物の処理施設ごとの処理量については、既存の処理施設の状況や今後の仮設処理施設の設置の検討状況等を踏まえて見込むこととする。

(2)　除染廃棄物

除染廃棄物については、今後、土壌等の除染等の措置等の具体的な実施内容が明確にされた段階で、当該内容等を精査し、その発生量の予測等を行うこととする。

3．対策地域内廃棄物処理計画の目標

(1)　災害廃棄物

沿岸部の市町においては、空間線量率が特に高い地域（年間50ミリシーベルト以上を目安とする。）を除き、それぞれの市町の区域内での仮置場の確保を前提として、平成24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入する。内陸部の市町村については、要解体建物等の状況を把握した上で、当該自治体と調整しつつ、処理を行う。

これらについては、平成26年３月末までの処理を目指すものとするが、この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

空間線量率が特に高い地域に分布している災害廃棄物については、廃棄物自体の放射能濃度も高い。廃棄物処理に従事する作業者の安全確保等の点にかんがみ、これらの地域における今後の除染事業の検証を踏まえて処理目標を検討する。

(2)　除染廃棄物

除染廃棄物については、今後、特別地域内除染実施計画に基づく除染の内容等が具体化された段階で、廃棄物の種類及び発生量等の予測を行う。当該予測の結果や、対策地域内廃棄物の処理体制の整備状況等を踏まえ、処理目標を検討することとする。